

不登校に関する諸問題

— 不登校児童生徒の減少に向けて —

齋藤 充子

Problems related to school non-attendance
— Toward reduction in school non-attendance —

Mitsuko SAITO

Abstract

According to the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (2014), the four leading causes of suicide among elementary, junior high and senior high school students are: 1) problems related to academic and career choices, 2) school non-attendance or tendency toward school non-attendance, 3) relationship problems with friends (excluding bullying) and 4) poor academic performance.

Many non-attending students have been found to have problems with academic and career choices, relationship with friends, and academic performance. Dealing with students who are, or tend to be non-attending is therefore a major issue in school education.

Between 2008 and 2013, school non-attendance was on the decrease, but it has begun to increase again since 2013. Effective solutions to school non-attendance have not yet been found.

In this study, the researcher reviewed the changes and current state of school non-attendance, and tried to identify factors for reducing non-attendance, through analysis of the causes of non-attendance by focusing on school, family and individual factors.

The researcher believes that efforts to tackle school non-attendance will not only help students who are or tend to be non-attending return to school, but lead to an improved school environment with low non-attendance, benefiting all school students.

I. はじめに

文部科学省は、平成23年（2011）6月から平成25年（2013）12月末までに報告のあった小中高等学校児童生徒の約500人の自殺について調査分析¹⁾を行い、自殺の背景として、第一に「進路問題」（11.9%）、第二に「不登校または不登校傾向」（9.9%）、第三に「いじめを除く友人関係での悩み」（7.9%）、第四に「学業不振」（6.9%）があるとしている。

不登校の児童生徒は、学校に登校しないことから、進路・友人関係・学業の問題も併せて抱えている状況が見られ、不登校または不登校傾向にある児童生徒への対応は、学校教育における大きな課題となっている。

文部科学省の不登校対策²⁾として、昭和40年（1965）「生徒指導の手引き」を発行、昭和41年（1966）「学校嫌い」を理由とする年間50日以上長期欠席調査を開始、昭和58年（1983）「生徒の健全育成をめぐる諸問題—登校拒否問題を中心に—」を発行、平成元年（1989）学校不適応対策調査研究協力者会議を設置、平成2年（1990）登校拒否児の適応指導教室事業の開始、平成4年（1992）学校

不適応対策調査研究協力者会議「登校拒否（不登校）問題について」の報告、登校拒否問題についての通知、平成11年（1999）「不登校児童生徒の適応指導総合調査研究の委託、「スクーリング・サポート・プログラム（SSP）」の開始、平成14年（2002）「スクーリング・サポート・ネットワーク（SSN）」の開始などの取り組みが見られる。

しかしながら、不登校に陥る児童生徒は、年度によって若干の増減を繰り返しながらも、依然多くの児童生徒が学校に行けない状態にあり、「平成26年度学校基本調査（速報値）の広報について³⁾」では、少子化の影響で平成25年度の児童生徒数が平成24年度に比べ107,478人減少したにもかかわらず、平成25年度（2013）の不登校の児童生徒数は119,617人（小学校24,175人、中学校・中等教育学校前期過程95,442人）と前年度に比べ6,928人の増加が見られ、6年ぶりの不登校児童生徒の増加となり、依然、不登校問題は解決の手立てが見つかっていない。

これまでの文部科学省の不登校対策の中で注目すべき点は、平成4年（1992）3月に、不登校問題を考える上で、どの子どもにも、学校に「心の居場所」が必要であるとの認識に立ち、不登校（登校拒否）に関する報告⁴⁾のまとめを発表したことである。

文部省の不登校（登校拒否）に対する見解としての「本人の性格の問題・怠け・親の過保護」を主因とし、「一般に登校拒否の児童生徒は、自我の発達が未熟で自律性が乏しく、すぐ逃避的になりやすい傾向がある」としていたものを改め、不登校（登校拒否）を、「どの子にもおこりうる」「学校生活上の問題で陥る場合が多い」との視点から捉え直し、その予防や処置のためには、「学習指導の在り方や進路指導・教育相談の充実」「学校・家庭・専門機関の連携」「子どもに自主性・主体性を育むこと」が必要であるとの見解が示された。

それを受け、平成4年（1992）9月に文部省は、「登校拒否問題への対応について」の文部省初等中等教育局長通知⁵⁾を出し、「登校拒否は誰にでも起こりうる」との考えを示した。

この通知により、不登校問題に対応する上での「基本的な視点」「学校における取組の充実」「教育委員会における取組の充実」「関係機関等との連携」についての徹底が図られた。

平成5年（1993）年3月には「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」文部省初等中等教育局中学校課長通知⁶⁾が出され、保護者の交通費負担軽減措置により、不登校（登校拒否）児童生徒への学校復帰を目指す通所支援がなされた。

さらに、平成13年度に不登校（登校拒否）児童生徒数が過去最多を更新するなどの憂慮される事態を受け、平成4年9月（1992）「登校拒否問題への対応について」文部省初等中等教育局長通知⁵⁾を見直し、平成14年9月（2002）発足の「不登校問題に関する研究調査協力者会議⁷⁾」では、不登校問題の実態の分析・学校における取り組みの在り方・学校と関係機関の連携の在り方等について検討を行い、平成15年（2003）5月に出された「不登校への対応の在り方について」文部科学省初等中等教育局長通知⁸⁾により、不登校に対応する上で、①将来の社会自立に向けた支援の視点、②連携ネットワークによる支援、③将来の社会自立のための学校教育の意義・役割、④働きかけることやかかわりを持つことの重要性、⑤保護者の役割と家庭への支援の5つの基本的な姿勢が示された。

また、平成5年度（1993）に続き、平成18年度（2006）に、不登校のまま中学校を卒業した者を対象に追跡調査を行い、不登校の未然防止や必要な支援の在り方を検討するため、平成23年（2011）7月に「不登校生徒に関する追跡調査研究会⁹⁾」が設置され、平成26年（2014）7月、不登校になったきっかけやその後の進路等についての報告¹⁰⁾がなされた。

不登校に対する理解が進み、不登校生徒を受け入れる公立高校や私立の通信制高校が増え、進学する者の増加が見られるものの、不登校の理由として「無気力でなんとなく」「ぼんやりとした不安」「いじめなどの人間関係」が多くを占め、不登校のきっかけとしては「友人との関係」「生活の乱れ」「勉強が分からない」などであり、一層の支援策が求められる。

これまで、不登校に関する様々な取り組みがなされているが、児童生徒を取り巻く学校や家庭、

社会環境は十分整っているとは言えず、未だ不登校の児童生徒数が多く存在していることから、以下、不登校の実態を明らかにしながら、不登校に陥る要因、不登校を減少させる要因を追究し、学校や家庭及び関係機関の課題、並びに、児童生徒自身の課題について考察する。

なお、学校に行かない・行けない現象は、日本では1950年代から見られ「学校恐怖症」「学校嫌い」の用語が、1960年代は「登校拒否」の用語が使われ、文部省は、昭和41年（1966）に学校基本調査の中で、年間50日以上長期欠席者の調査において「学校嫌い」を用い、昭和63年（1988）に「不登校」を使い、現在では「不登校」の用語が広く使用されているため、本論文では、用語が混在しているものの、いずれも同義語として扱う。

Ⅱ. 不登校（登校拒否）とは

1. 不登校（登校拒否）の用語の定着

不登校問題を論ずるに当たって、これまで、一般的に正式な許可なく学校を休む子どもの行動で、怠学 (truancy) として考えられていた行動の中に、それとは異なった、「数ヶ月から1年余りの間、学校を休む。欠席を貫き通す。母親と一緒にいるか家の近くにおいて、四六時中、親は子どもがどこにいるのか分かっている。学校に行かない訳が親や学校には理解できない。子どもは学校に行くのが怖いとか先生が怖いと言い、あるいは、学校に行けない理由が分からないと言うであろう。家にいると幸せで、本当に楽しそうにしている。学校に引っ張り出そうものなら、それは悲惨で、恐ろしいことで、体罰を受けるにもかかわらず家に走って帰る。このことが始まるのは一般的に突然で、これまでの学校での勉強や行動は普通であった。」というような特有の行動を示すものがあるとして、Broadwin (1932)¹¹⁾はその行動を「不登校」として初めて問題にした。

その後、Johnsonら (1941)¹²⁾は、この種の不登校を示すものに、学校恐怖症 (school phobia) という概念を用い、「学校にいることに激しい恐怖心を持ち、学校が終わると母親の元へと真っ直ぐに家に帰り、適切な治療がなされない限り、何週間も、何ヶ月も、何年も学校に行けないようになる状況に陥り、結局のところは家から出ること拒絶反応を示す」としている。

Warren (1948)¹³⁾は、精神医学で広く知られている問題として学校に行くことを拒否する子どもの存在をあげ、「学校当局や両親の立場から見て、これらの子どもは、単に学校に行かない、また、ざる休みといったものとは異なる、登校を拒否することへの切迫した問題がある」とした。

これらの症状を登校拒否 (school refusal) とし、以後、この用語が広く使用されるに至った。

なお、現在は不登校 (school non-attendance) の用語が広く用いられるようになった。

日本における、不登校に関する研究は、鑓幹八郎ら (1992)¹⁴⁾によると、昭和32年 (1957) から始まり、表題に「学校嫌い」「学校恐怖症」「登校拒否」「不登校」のついた研究論文は1991年末までに1,008の文献があり、1950年代後半は、児童相談所など実践を通しての研究センターの論文や雑誌の記事が、1960年代は学術論文が多く見られ、不登校の研究が進展してきたとしている。

同様に、昭和35年 (1960) に、第1回日本児童精神医学会において登校拒否に関する発表が行われ、1960年代においては、「日本児童青年精神医学会報」機関紙¹⁵⁾第1巻第1号 (1960年4月1日発行) から第32巻第3号 (1991年6月1日発行) の間に、「学校恐怖症の研究 (1) —症状形成に関する分析的考察—」(鑓幹八郎)「いわゆる学校恐怖症について—その予後を中心として—」(佐藤修策ら) など、「学校嫌い」「学校恐怖症」「登校拒否」「不登校」のいずれかを含むものが82本あり、1960年代には37本見られ不登校に関する研究が進んだ。

特に、佐藤¹⁶⁾は、児童相談所で勤務していた昭和32~3年 (1957~8) ころから現れた、今で言う登校拒否の子どもを通して研究を行い、日本で「登校拒否」に関する本を最初に出版するなど、

日本における登校拒否研究のさきがけとなっている。

文部省は、昭和41年（1966）に、学校基本調査の長期欠席理由の分類項目に「学校嫌い」を追加し、不登校問題に対処した。

以後、登校拒否の研究が深まるにつれて、医学・心理学・教育学などの分野で「登校拒否」という用語が定着してきた。

学校に行けない・行かない状態像の解釈は、学校恐怖症、学校嫌い、登校拒否、不登校と時代と共に変遷し、保坂（2002）¹⁷⁾が述べているように今日「不登校」という用語が定着してきている。

なお、平成15年（2003）以降は、不登校を「心の問題・進路の問題」として広く捉えられるようになった。

2. 不登校（登校拒否）の用語の定義

不登校の理由は、平成4年（1992）学校不適応対策調査協力者会議の報告において定義づけられ、学校基本調査¹⁸⁾において「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」を不登校児童生徒数として調査している。

従って、以下、本論文の「不登校」の解釈については、以上の定義によるものとする。

3. 不登校（登校拒否）における一般的行動と性格特性及び症状

3-1 一般的行動と性格特性

山中（1979）¹⁹⁾は、学校恐怖症や登校拒否というよりも、「学校へ行かねばならぬ、行きたいのに行けない」という強迫的心性を持つことから、『登校強迫』とした方が真実に近いとし、この中核構造をなす特性として、①登校強迫、②引きこもり、③性同一性拡散、④先取りの思考、⑤高い自尊心、⑥興味限局を挙げ、その現象的なものの一つを不登校としている。

佐藤（1988）²⁰⁾は、発症前の子どものパーソナリティ特性として、内向性、情緒性、受動性、退行性、神経症性、友人問題、健全性を挙げ、不登校のサインや症状の出現は、子どもの状態によりそれぞれ異なるものであるとしている。

兵庫県教育委員会登校拒否問題等研究協議会の教師向け登校拒否教育資料（1990）²¹⁾及び、保護者向け登校拒否教育資料（1993）²²⁾では、登校拒否の背景として、性格傾向（不安傾向が強い、真面目で几帳面だが融通がきかないなど）、家庭（養育態度、家族の人間関係など）、学校（学習、クラブ活動、部活動、対人関係など）が考えられるとしている。

以下、社会的病理現象、心理的理由を中心に、不登校に見られがちな一般的行動と性格特性として考えられる傾向及び状態についてまとめる。

- (1) 思い過ぎしの傾向
- (2) 一喜一憂の傾向
- (3) 積極性に欠ける傾向
- (4) 困難な出来事から逃避する傾向
- (5) 親の期待や価値観をそのまま受け入れてしまう傾向
- (6) 情緒発達の未熟さ
- (7) 母と子の情緒的な依存関係
- (8) 欲求不満耐性の未熟さ
- (9) 性役割の葛藤及び混乱

- (10) 自己の欲求や意思の適切な表現能力の未熟さ
- (11) 劣等感
- (12) 神経過敏
- (13) 柔軟性に乏しい自己中心的な自我
- (14) 友人関係（人間関係）の構築の未熟さ
- (15) 運動や体を動かすことが苦手な傾向
- (16) 目的意識が希薄

このことから、不登校（登校拒否）の傾向にある児童生徒は概しておとなしく、無口であり、真面目で羽目はずさない者が多く見られる。また、周りの者に不安や恐怖を感じ、集団に容易に溶け込んでいけないため、自分から進んで友達を誘うことも少ない傾向にある。

例えば友達がいたとしても、正常な友だち関係を維持することができず、その結果として孤立したり、いじめに逢うケースも見られる。そして、不登校により学習の遅れが目立ち始めると自信を喪失すると共に、自分の思い通りにならないため、周りの者に対して強い不審を抱くようになりがちである。しかし、強い不審や不満等を外には出さず、じっと心に留めておく傾向にあるため、神経的・精神的にも変調をきたしている場合が多く見られる。

3-2 症状

文部省生徒指導資料（1976）²³⁾では、登校拒否の定型的な経過として、身体の不調の訴えの時期（心気症的な腹痛や吐き気その他の身体の不調の訴え、朝が悪く午後になると良くなるといった一日内のリズムの変化が見られる）、攻撃的な行動の時期（欠席、不登校への強い焦り、登校を頑固に拒否、親への反抗や攻撃、乱暴が見られる）、無気力な生活の時期（登校意欲や不安の減退、孤立、部屋に閉じこもる、極めて消極的で無気力、無感動な状態が見られる）の症状を挙げ、周りの人たち（親、教師、友人など）がそれぞれの時期にどのように本人にかかわるかによってその現れ方も異なってくるとしている。横内（1979）ら²⁴⁾は、登校拒否の時期（段階）における、子どもの身体症状・精神症状、生活リズム・感情表出・暴力や破壊行為などの特徴を紹介し、「登校拒否という症状は、自己の内的均衡を保とうとする行動であり、自らの精神的苦痛から自我を防衛しようとする自然な行動であると考えることができる。」としている。

また、琢磨（1981）²⁵⁾は、登校拒否の経過を4段階に分類し、第一段階「現実からの逃避」（価値観が根底から揺らぐ危機的な体験をする、孤立感と疎外感に悩まされる、不安と緊張にさらされる、登校前になると頭痛、腹痛、吐き気などの身体症状を呈する）、第二段階「親との抗争」（朝起きず、登校を促すと、起こったり、暴れたり部屋に閉じこもったりする、子どもの葛藤を無視して強引に登校させようとするため、子どもはあらゆる手段を使って反抗し、時に暴力的争いが展開される、親子の信頼関係が一挙に崩れお互いに心理的に深く傷つく、子どもはパニック状態に陥ることが多い）、第三段階「自己崩壊の危機」（登校刺激が影をひそめると小康状態が訪れる、親は根本的なところで不登校を容認していないため、子どもの日常生活は精神的にも行動的にも著しく制限される、昼夜転倒の生活になり、読書、思索、趣味、娯楽などに徐々に取り組むようになる）、第四段階「独立の難しさ」（学校以外の場で、多様な体験や学習をし、特に思索する体験を通して、自我を支える新しい価値体系を獲得し、対人関係を求めて、再び社会的な場に出ていく）とし、これは時代の変化に密接に関係して発現した病理現象であると指摘している。

沢崎（1988）²⁶⁾は、登校拒否のサインとして、親を対象に、朝起きない、身体症状を訴えるなどの8項目、教師を対象に、遅刻・早退・欠席の増加、成績が低下するなど10項目を示し、サインに気づくためには日頃の日配り心配りを忘れないこと、心の感受性を常に磨き高めていく努力をすること、その前提として、子どもたちとの温かな人間関係（親子関係）を築いておくことが必要であ

るとしている。

また、佐藤（1988）²⁰⁾は、登校拒否の症状を、一次的症状として学校欠席、二次的症狀として腹痛や頭痛などの心身症的症狀、学校へのこだわりなどの脅迫的症狀、登校時間に見られる不安行動などの一般的行動化、家庭内暴力などの外向的行動化、自室でのとじこもりなどの内向的行動化、無症狀行動化に分類している。これらの症狀は、子どもの年齢、性格によってもその現れ方が違ふとし、さらに治療過程を身体愁訴、合理化、不安・動揺、絶望・とじこもり、諦観・自己探索、回復、学校復帰、治癒の8段階に分け、症狀の発現も治療の進行段階によって違ふとしている。

兵庫県教育委員会登校拒否問題等研究協議会の教師向け登校拒否教育資料（1990）²¹⁾及び、保護者向け登校拒否教育資料（1993）²²⁾では、登校拒否を起こす児童生徒の前兆として、活力の低下、保護の要求、心身の変調、自己防衛を挙げ、登校拒否は、悩んでいる子どものSOSであるとし、朝の様子として、起きてこない、トイレに入ったまま出てこない、頭痛・腹痛・発熱などを訴えるなど、昼の様子として、宿題やプリントなどをやらなくなる、学校や勉強のことを言うとひどく不機嫌になるなど、夜の様子として、テレビや趣味に熱中し夜更かしが多くなる、食事を一緒にとらないなど、日々の生活の中で、独りで過ごす、生活全般が無気力になる、部屋に閉じこもろうとする、生活がルーズになるなどの症狀を示すとしている。

以下、不登校の症狀は、個々により様々ではあるが、不登校（登校拒否）の進み具合によって、それぞれの時期に、良く見られるであろう症狀をまとめる。

（1）何らかの理由を挙げて登校を渋り始める時期

- ① 頭痛・腹痛などの身体的症狀が出てくる
- ② 遅刻・早退が増加する
- ③ 月曜日等の特定の日や特定の授業に休むことが多くなる
- ④ 学校においては、保健室への出入りが多くなる
- ⑤ 食欲が無くなる
- ⑥ 学習意欲が減退する
- ⑦ 外出を嫌う
- ⑧ ゲーム等をして一人で過ごすことが増える

（2）初期の段階に適切な指導がなされず、登校しない状態に移行した時期

- ① 不安に陥る
- ② 神経過敏になる
- ③ 登校を促すと抵抗する
- ④ 学校に関する事柄に敏感に反応する
- ⑤ 家族等に対して攻撃を加えたり破壊行為を行う
- ⑥ 呼びかけに余り反応（会話等）をしなくなる

（3）本格的な不登校（登校拒否）の時期

- ① 昼夜が逆転する
- ② 登校することに脅迫感を持つ
- ③ 消極的・無気力・無関心・無感動になる
- ④ 自室に閉じこもる
- ⑤ 風呂に入らない
- ⑥ 性同一性が拡散する
- ⑦ ゲーム等で終日過ごす
- ⑧ インターネット等に没頭する

ただ、このような症状は単独で現れるものではなく、幾つかの症状が複雑に絡み合って現れること、また、このような症状は不登校（登校拒否）の児童生徒の心身状態や行動の一部分でしかないことに十分留意し、短絡的に児童生徒の状況を判断することは避けなければならない。

不登校（登校拒否）の児童生徒に関わる者には、個々の状態に応じた適切な配慮や対応が特に求められる。

Ⅲ. 不登校（登校拒否）の現状について

1. 不登校（登校拒否）の実態

不登校の児童生徒数の調査は、登校拒否（年度に50日以上欠席）として昭和41年度（1966）から実施され、平成3年度（1991）からは30日以上を対象に実施されている。

平成25年（2013）12月10日に発表された「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について²⁷⁾」によると、統計の基礎となる平成3年度（1991）の30日以上欠席した不登校児童生徒は、小学校12,645人（全児童に対する割合：0.14%）、中学校54,172人（全生徒に対する割合：1.04%）、合計66,817人（0.47%）であった。

我が国の不登校児童生徒数は平成13年度（2001）にピークに達し、小学校で26,511人、中学校で112,211人、合計138,722人となり、その後増減を繰り返しながら、平成24年度（2012）においては、小学校22,243人（0.31%）、中学校91,446人（2.56%）、合計112,689人（1.09%）となり、21年前と比べ、人数比では小学校1.68倍、中学校1.69倍、全体として1.69倍に、全児童生徒に対する不登校児童生徒数の割合では小学校2.22倍、中学校2.46倍、全体として2.32倍に増加している。

表1 不登校児童生徒数（文部科学省「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について 5 小・中学校の不登校（5-1）不登校児童生徒数より）

区 分	小 学 校			中 学 校			計		
	(A) 全児童数 (人)	(B) 不登校児童数 (人) カッコ内 (B/A×100) (%)	不登校児童数の増▲減率 (%)	(A) 全生徒数 (人)	(B) 不登校生徒数 (人) カッコ内 (B/A×100) (%)	不登校児童数の増▲減率 (%)	(A) 全児童生徒数 (人)	(B) 不登校児童生徒数の合計 (人) カッコ内 (B/A×100) (%)	不登校児童生徒数の増▲減率 (%)
3年度	8,157,428	12,645 (0.14)	-	5,188,314	54,172 (1.04)	-	14,345,743	66,817 (0.47)	-
4年度	8,947,226	13,710 (0.15)	8.4	5,038,840	58,421 (1.16)	7.8	13,984,066	72,131 (0.52)	8.0
5年度	8,768,881	14,769 (0.17)	7.7	4,850,137	60,039 (1.24)	2.8	13,619,018	74,808 (0.55)	3.7
6年度	8,582,871	15,786 (0.18)	6.9	4,681,166	61,663 (1.32)	2.7	13,264,037	77,449 (0.58)	3.5
7年度	8,370,246	16,569 (0.20)	5.0	4,570,390	65,022 (1.42)	5.4	12,940,636	81,591 (0.63)	5.3
8年度	8,105,629	19,498 (0.24)	17.7	4,527,400	74,853 (1.65)	15.1	12,633,029	94,351 (0.75)	15.6
9年度	7,855,387	20,765 (0.26)	6.5	4,481,480	84,701 (1.89)	13.2	12,336,867	105,466 (0.85)	11.8
10年度	7,663,533	26,017 (0.34)	25.3	4,380,604	101,875 (2.32)	20.0	12,044,137	127,692 (1.06)	21.1
11年度	7,500,317	26,047 (0.35)	0.1	4,243,762	104,180 (2.45)	2.5	11,744,079	130,227 (1.11)	2.0
12年度	7,366,079	26,373 (0.36)	1.3	4,103,717	107,913 (2.63)	3.6	11,469,796	134,286 (1.17)	3.1
13年度	7,296,920	26,511 (0.36)	0.5	3,991,911	112,211 (2.81)	4.0	11,268,831	138,722 (1.23)	3.3
14年度	7,239,327	25,869 (0.36)	-2.4	3,862,849	106,383 (2.73)	-6.1	11,102,176	131,252 (1.18)	-5.4
15年度	7,226,910	24,077 (0.33)	-6.9	3,748,319	102,149 (2.73)	-3.1	10,975,229	126,226 (1.15)	-3.8
16年度	7,200,933	23,318 (0.32)	-3.2	3,663,513	100,040 (2.73)	-2.1	10,864,446	123,358 (1.14)	-2.3
17年度	7,197,458	22,709 (0.32)	-2.6	3,626,415	99,578 (2.75)	-0.5	10,823,873	122,287 (1.13)	-0.9
18年度	7,187,417	23,825 (0.33)	4.9	3,609,306	103,069 (2.86)	3.5	10,796,723	126,894 (1.18)	3.8
19年度	7,132,874	23,927 (0.34)	0.4	3,624,113	105,328 (2.91)	2.2	10,756,987	129,255 (1.20)	1.9
20年度	7,121,781	22,652 (0.32)	-5.3	3,603,220	104,153 (2.89)	-1.1	10,725,001	126,805 (1.18)	-1.9
21年度	7,063,606	22,327 (0.32)	-1.4	3,612,747	100,105 (2.77)	-3.9	10,676,353	122,432 (1.15)	-3.4
22年度	6,993,376	22,463 (0.32)	0.6	3,572,652	97,428 (2.73)	-2.7	10,566,028	119,891 (1.13)	-2.1
23年度	6,887,292	22,622 (0.33)	0.7	3,589,774	94,836 (2.64)	-2.7	10,477,066	117,458 (1.12)	-2.0
24年度	6,764,619	21,243 (0.31)	-6.1	3,569,010	91,446 (2.56)	-3.6	10,333,629	112,689 (1.09)	-4.1

(注1)調査対象：国公私立小・中学校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）。以下同じ。

(注2)年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。

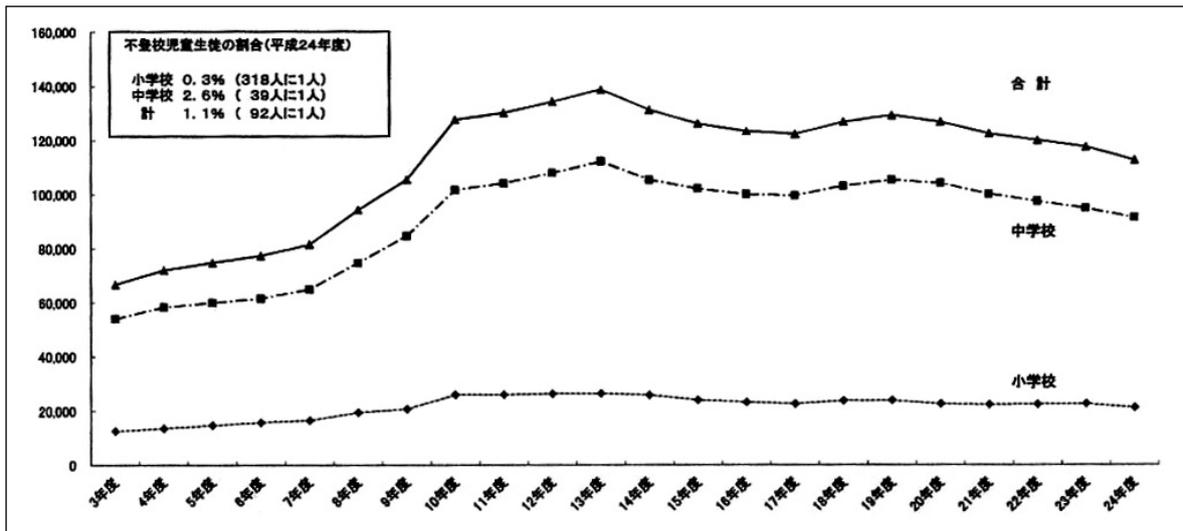


図1 不登校児童生徒数の推移

(文部科学省「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について 5 小・中学校の不登校 (5-1) 不登校児童生徒数<参考1>不登校児童生徒数の推移より)

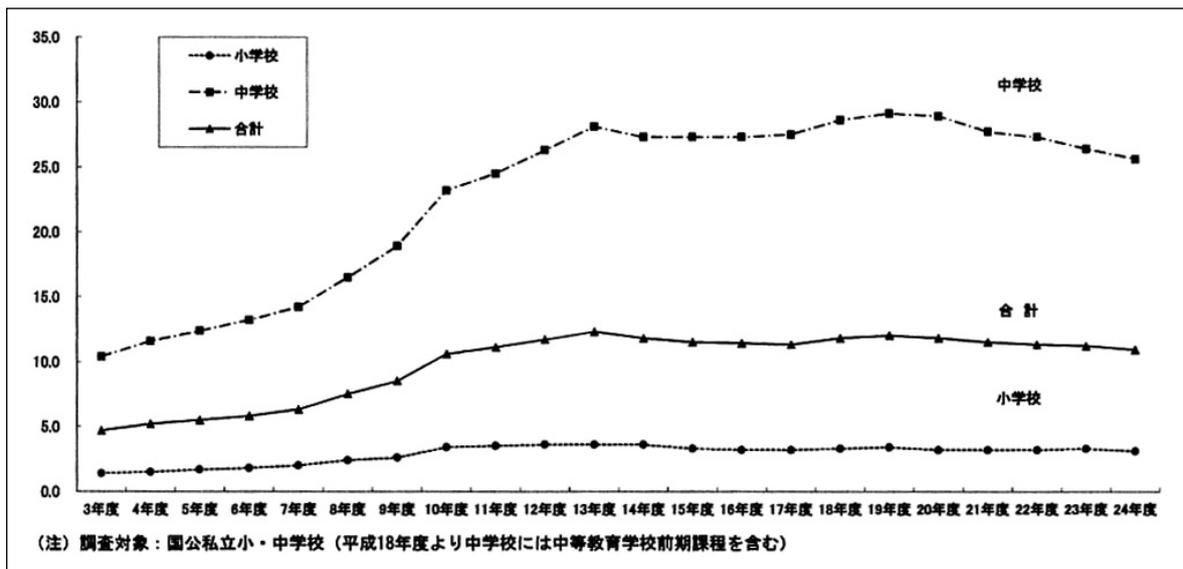


図2 不登校児童生徒数の推移

(文部科学省「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について 5 小・中学校の不登校 (5-1) 不登校児童生徒数<参考2>不登校児童生徒の割合の推移 1,000人当たりの不登校児童生徒数より)

表2 不登校児童生徒数の在籍学校数（文部科学省「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について 5 小・中学校の不登校（5-2）不登校児童生徒の在籍学校数より）

区 分		学校総数 (A) (校)	不登校児童生徒在籍学校数(B) (校)	比率 (%) (B/A×100)
小学校	国立	74	37	50.0
	公立	21,186	9,063	42.8
	私立	220	68	30.9
	計	21,480	9,168	42.7
中学校	国立	77	68	88.3
	公立	9,888	8,451	85.5
	私立	783	565	72.2
	計	10,748	9,084	84.5
計	国立	151	105	69.5
	公立	31,054	17,514	56.4
	私立	1,003	633	63.1
	計	32,208	18,252	56.7

不登校により平成24年度1年間に30日以上欠席した児童生徒が1名以上在籍する学校の数は、表2のとおりであり、全国の小学校の5分の2強、中学校の5分の4強が該当することになり、不登校は特定の学校の問題ではなく、どの学校でも、どの子にも起こりうる問題としての認識が必要である。

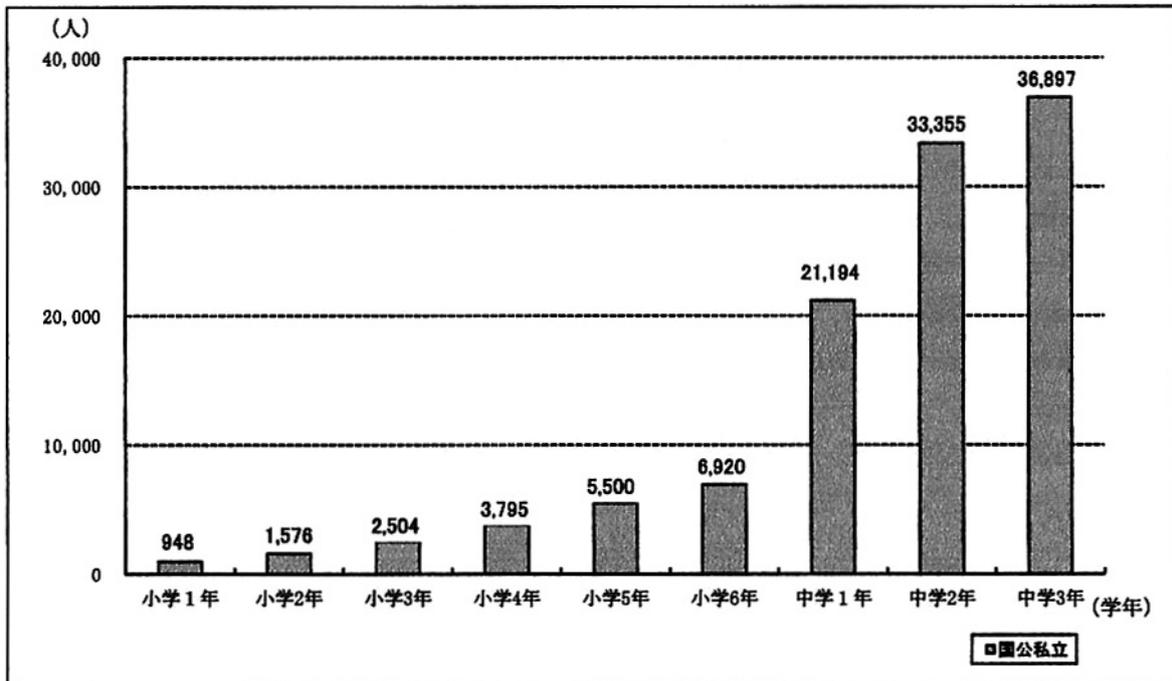


図3 学年別不登校児童生徒数
（文部科学省「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について 5 小・中学校の不登校（5-3）学年別不登校児童生徒数＜参考3＞より）

図3に見られるように、学年が進行するに従って不登校が増加する傾向にある。

不登校が増える要因として、幼稚園及び保育所等から小学校に進学したときに現れる、いわゆる「小1プロブレム」の問題が考えられ、遊びを通じた学びや時間に追いまくられない生活環境から、決まりや時間に従った生活環境への変化が影響し、学校に馴染めずに不登校に陥るきっかけになっていると思われる。特に、小学校6年生と中学校1年生の間に見られるように、小学校から中学校に進学する時に著しく不登校が増加しているのは、「中1ギャップ」の問題が考えられ、中学校に入学した子どもが、教科担任制との出会い、社会性の成熟度や学習の習熟度の個人差などより小学校では経験しなかった雰囲気や馴染めず、サボタージュ・いじめ・校内暴力・学業不振・体調不良・無気力なども複雑に絡み、将来の進路に確信が持てず、不登校に陥る状況が見られる。

保坂(1997)²⁸⁾も「長期欠席は小学校高学年から増加し、とりわけ中学校における激増が見て取れるとし、不登校の出現率は女子よりも男子の方が際立って高い」と指摘している。

同様に、平成26年7月に報告のあった「不登校に対する実態調査—平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書—¹⁰⁾」の、平成18年度中に30日以上学校を休んだ、中学3年生41,043人を対象にした、卒業5年後の追跡調査結果からも明らかのように、小学校高学年時に「かなり休んだ・ほとんど休んだ」者が20.4%であったのに対し、中学1年時では44.3%と24%も急増していることから、小学校から中学校への進学時における校種間の連続性の在り方に影響が伺える。

2. 不登校（登校拒否）に陥ったきっかけ

文部科学省「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査5小・中学校の不登校(5-4)不登校になったきっかけと考えられる状況²⁷⁾」によると、平成24年度において、不登校になったきっかけと考えられる状況は、小学校・中学校とも本人に係る状況(78.1%・80.0%)が主であるが、小学校では家庭にかかる状況が二番目(34.8%)であるのに対し、中学校では学校に係る状況(37.5%)であり、小学校では家庭の要因、中学校では学校での要因が影響していると考えられる。また、不明・その他を除いて多い順に、小学校においては、①不安などの情緒的混乱(33.2%)、②無気力(23.8%)、③親子関係をめぐる問題(20.2%)、④いじめを除く友人関係をめぐる問題(11.0%)、⑤家庭環境の急激な変化(9.6%)、⑥病気による欠席(9.3%)、⑦学業不振(7.6%)、⑧家庭内の不和(5.0%)であり、中学校においては、①無気力(26.4%)、②不安などの情緒的混乱(25.1%)、③いじめを除く友人関係をめぐる問題(15.7%)、④遊び・非行(11.4%)、⑤学業の不審(9.5%)、⑥親子関係をめぐる問題(8.9%)、⑦病気による欠席(7.3%)、⑧意図的な拒否・家庭環境の急激な変化(4.7%)と、中学校は小学校と比べ、「遊び・非行」や「学業不振」からくる不登校が上位に出現している。この結果を見ると、学校の授業についていけないことからくる、反社会的行動への移行や進路への悩みが不登校につながるものと推測される。

また、文部科学省の、不登校生徒に関する追跡調査研究会の「不登校に関する実態調査—平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書(2014.7)¹⁰⁾」からは、不登校に陥った当時に振り返り、不登校となったきっかけとして、学校生活に関係するものとしては、①友人との関係(52.9%)、②生活リズムの乱れ(34.2%)、③勉強が分からない(31.2%)、④先生との関係(26.2%)、⑤クラブや部活動での友人・先輩との関係(22.8%)、⑥入学、転校、進学して学校や学級になじめなかった(17.0%)、⑦学校のきまりなどの問題(10.0%)としているが、家族関係としての要因としては、①親との関係(14.4%)、②家族の不和(10.0%)、③家庭の生活の急激な変化(9.7%)である。これらの状況から、家庭や家族関係の影響は学校生活に関係する影響より少なく、不登校の主たる課題は学校にある傾向が見られる。それゆえ、まず学校での取り組みの充実を図り、一層の学校風土や環境、師弟関係の改善が求められる。

なお、不登校の要因として、インターネットやメール、ゲームなどの影響(16.6%)を挙げてい

るが、最近の傾向として、新たに、高度情報化社会における様々な機器やツールが不登校を誘う一つとなってきている。

加えて、不登校になった時期は、①7月から9月にかけて28.4%、②4月から6月にかけて21.5%、③1月から3月にかけて19.2%、④10月から12月にかけて18.8%である。夏休みを挟んでの緊張感のほぐれや、入学や進級時の極度の緊張感が不登校のきっかけとなっているものと考えられる。

しかしながら、不登校は、調査から分類されたような単純な一つのきっかけから生じたものではなく、児童生徒が、言葉や文書では表現しがたい、成長と発達の過程の中で生じる、精神的、肉体的、情緒的、学力的、経済的、環境的、社会的要因が複雑に重なり合い生じていると考える。

以下、Ⅳ. から不登校に陥る原因について、学校・家庭・本人の3つの要因から考察を進めていきたい。

Ⅳ. 不登校（登校拒否）に陥った原因について

1. 学校の要因

義務教育という制度の下にある児童生徒にとって、家庭に居るとき以外の日の大部分を過ごすところは学校である。

従って、児童生徒の人間関係は、主として学校の教師との関わりの中で、同年齢の児童生徒との関わりの中で、また、クラブ活動や学校行事等を通して異年齢集団の中で構築される。

そして、児童生徒にとって最も重要なことは、学校での学習をはじめとした全ての教育活動を通して、知識や技能を身につけ、世の中に貢献できるよう社会の一員として成長していくことである。

しかしながら、一日の多くの時間を過ごす学校生活において、心許せる友だち、遊びや会話に興じる友だちが皆無であったとしたら、また、授業内容が十分理解できず教室で椅子に座っていることが苦痛に感じたり、教師の何気ない言葉に傷つけられたり、ちょっとしたことで教師や周りの同級生から非難され、無視され、叱られたりしたとしたら、そのような状況に置かれた子どもたちは進んで学校に行こうとはしなくなるであろう。

義務教育だから、親が行きなさいと言うから渋々学校に行き、勉強ができないと良い学校に進学できず、目指す会社等に就職できないなどの強迫観念に似た気持ちから、仕方なく登校し、誰に訴えるでもなく小さな胸を痛め、なすすべも無く時を過ごしている子どもがいるのは現実である。

今日の学校制度において、非現実的ではあるが、小学校は義務教育としても、中学校以降の義務化を無くせば不登校という状況は生じず、逃避・不安・恐怖・引け目・罪悪感のない生活の中で新たな人生を切り拓く可能性は否定できないであろう。

それほど、不登校に陥る児童生徒にとっては「学校」という存在が、心の大きな負担となっているため、その負担を初期の段階でいかに減少させるかが課題となる。

課題解決の方策の一つとしては、日常における児童生徒の心の健康を保つことであり、学校としての精神衛生活動の充実が求められる。河本（1979）²⁹⁾は、「児童・生徒の精神衛生で最も重要なものは、子どもの実態把握」であると、①生育暦と疾病異常に関すること、②能力、身体、知能、学力に関すること、③情緒に関すること、④性格、行動の傾向に関すること、⑤興味、意欲などに関すること、⑥生活環境の実態に関することを挙げている。一人ひとりの子どもの実態把握が、不登校の早期発見につながると共に、心の健康の関心を高め不登校の防止にもつながると考える。

また、山本（2014）³⁰⁾も、不登校児童生徒の対応に当たっては、「個々の不登校の状況や特徴を正しく査定しなければ、適切な指導ができない」と指摘しているように、このことを十分認識し、児童生徒の特徴の把握・理解と共に、子どもの変化を見逃さない態勢の中で、不登校防止や再登校

に向けての支援が求められる。

平成26年の追跡調査の報告¹⁰⁾から、一旦欠席状態が長期化するとその回復が困難な傾向にあり、学校を休み始めた時期と長期化した時期との間にタイムラグがあることが明らかとなり、「一定の潜在期間を経て不登校になる」としている。

そのため、新潟県燕市立燕中学校教諭³¹⁾の、前任校（新潟市立山中中学校）での不登校担当教諭としての徹底した「欠席管理」の実践に見られるように、不登校になる潜在期間を見過ごさない「欠席がちになってから3週間が勝負」との認識を持つことが大切であろう。

教師は、「いじめ」の問題と同じように、重大な問題として捉えなかつたり、このような子どもの存在を見過ごしている訳ではないものの、一人で解決しようとしたり、適切な対応に苦慮したり、自分の価値観（例えば、怠けなど）で判断し、不登校になり始めの初期対応に課題が残る。

山崎（1966）³²⁾は、学校恐怖症（不登校）に対する教師の態度に言及し、不登校になった要因について、教師は親に、親や子どもは教師にあるとすることが多いとしているが、学校の不登校に対する教師のかかわり方に示唆を与えている。

以上のことを念頭に置き、不登校児童生徒を生じさせると考えられる学校の要因を以下に述べてみたい。

（1）教師の言動や態度

- ① 皮肉・脅し・非難・叱責・体罰などの無神経な振る舞い
- ② 不用意な言葉・対話（会話）不足・見せ掛けの受容から来る信頼関係の欠如
- ③ 存在の無視・ラベリング・嫌悪感・愛情の欠如からくる否定的態度
- ④ 人権を無視したような厳しい言葉や態度
- ⑤ 過剰な期待と圧力
- ⑥ 自分の価値観を一方的に押し付ける自己中心的態度
- ⑦ 適切なかかわり不足
- ⑧ えこひいき（不公平）
- ⑨ 保護者や家庭に関する批判
- ⑩ 潜在的な多忙感（ゆとりの無さ）
- ⑪ 情報の共有の不徹底
- ⑫ 不意に指名したり、回答させたりするような配慮不足

（2）授業及び学級経営

- ① 服従・命令・禁止が中心の威圧的・権威的雰囲気での学級経営や授業
- ② 個人差や能力差を無視した、また、過度に成績を重視した学習指導
- ③ いじめ・仲間はずしを見過ごしたり、容認しているような学級経営のまずさ
- ④ 思いやり・生活体験・協力的態度の育成不足からくる学級の連帯感の欠如
- ⑤ わかる授業、つまずきの発見への取り組み不足
- ⑥ 進路指導、生き方の追求、将来の夢を育むことの不十分さ
- ⑦ 定期的な教育相談、機会に応じた教育相談の不足
- ⑧ 個々に応じた活躍の場の設定が皆無
- ⑨ 授業や集団作り、学級活動などを通しての情動の育成不足
- ⑩ 道徳的实践力と実践の育成不足
- ⑪ 恐怖感を抱かせるような抜き打ちテストの実施
- ⑫ 学級等の役員選出の配慮不足

学校が不登校の児童生徒を生じさせるきっかけとなるであろうと思われる要因として、幾つかあ

げてきたが、不登校に陥る児童生徒を無くすためには、学校は「児童生徒の学力を高め、体を鍛え個々の成長と発達を促す場」と共に、「児童生徒に信頼感、安心感、共感、情感などの豊かな心を育む場」である。

小西健二郎は、子どもとの心の交流を日記の指導を通して実践した「学級革命—子どもに学ぶ教師の記録—³³⁾」(1955)の中で、子ども一人ひとりに声をかける、顔や目や様子を見て、健康状態や気持ちをつかむ、注意の仕方に配慮する、子どもと同じ気持ちになって話す、授業以外の場での関わりを大切にす、間違ったときは素直に頭を下げ、素直に自分の気持ちを言える教師になりたいと述べているが、60年前も現在も教育の本質は不易であり、教師自身の態度、姿勢、意識が子どもに与える影響は大であることを、一人ひとりの教師が自覚し、「教育愛」を根底とした学校経営・学級経営がなされることが大切であろう。

どのような取り組みが、不登校に陥る児童生徒を無くすことにつながるかについては、V. で述べてみたい。

2. 家庭の要因

家庭は、子どもにとって生まれて最初に自分以外の人間との関わりを持つところであり、最初に出会う社会である。

そこでは、家族の愛情や、家族からの世話を一身に受けながら、将来に向かって形成されるべき自己概念の基礎が創られるところである。

落ち着いた健全な家庭の存在は、子どもの日々の活動から来る緊張や疲労を回復させ、明日の活動に備えてのエネルギーを蓄積し、自己実現を図るための原動力を生み出す。

しかし、家族間に家庭生活の安定を妨げる、非社会的・反社会的要因があったとしたら、子どもの自我の発達にとって最も重要な役割を持つ自尊心(自尊感情)が育たず、歪んだ自己概念が知らぬ間に形成される恐れがある。

悪条件が重なった家庭で過ごした子どもは、小学校に行きだし学年が進行すると共に、また、中学校に進学した頃に不登校の兆候を多く表し始めるのは、これまでに形成された自己概念と、子どもが、今、直面している現実の社会における行動や思考の概念との間に大きなギャップが感じられ、社会集団への適応が困難となるためであろう。

不登校を生じさせる原因となる悪条件とは何かを考え、家庭の要因を以下に述べてみたい。

家庭が、不登校の児童生徒を生じさせる要因として次のことが考えられる。

(1) 親の養育態度

- ① 厳しい躰・細かい指示・禁止が多いなどの過干渉
- ② 手のかけ過ぎ・甘やかし・溺愛などの過保護
- ③ 教育に関する関心大・高学歴志向による子どもへの期待過剰
- ④ 失敗を許せない、許さない態度
- ⑤ 専制的で子どもの行動や考えを無視・非難することからくる信頼感の欠如
- ⑥ 見かけだけの愛情
- ⑦ 児童虐待・ネグレクト・育児放棄・放任

(2) 家族関係

- ① 家族の団欒や接触に欠ける両親の不和や両親の実質的不在
- ② 子どもの成長過程のモデルとならない両親の性役割の不一致
- ③ 核家族・少子化による親子関係の歪み
- ④ きょうだい間の軋轢

- ⑤ 祖父母の影響力
- ⑥ 経済不安による生活基盤の欠如
- ⑦ 離婚, 単親家族から派生する問題

両親が愛情を持って子どもを育てることは最も基本的なことであるが、それに加えて、生活の中で子どもにできるだけ多くの「自己決定の場」を保障することが重要である。

子どもは、小さい頃から、失敗を繰り返しながらも、自ら決断し、実行し、自分の言動に責任を持つ経験を積み重ねることによってはじめて社会集団に適応する能力を身につけることができるようになる。それを温かく支え、見守り、援助していくのが家庭における親の大きな役割であると考えられる。

3. 本人の要因

人間は、本来自分の持っている可能性を十分発揮しようとする能力を備えている。

そして、将来に向かって現在の自分よりも、より成長した自分を実現しようと日々努力を続けている。

Maslow (1943)³⁴⁾ は、これを「自己実現」という概念で捉え欲求の発達構造を階層化し、最下位から最上位に向けて、①生理的欲求、②安全の欲求、③所属・愛情の欲求、④承認の欲求、⑤自己実現の欲求へと人間は動機付けられていくとしている。上田³⁵⁾ は、「自己実現は、相対的に低次段階欲求を満足させることによって達成されることになる。つまり、人間成長の主な推進力となるものは、欲求の満足であり、あるいはまた、欲求の受容と肯定なのである。」「人間は周囲の人びととのつながりの中で自己を定位づけ、周囲の人びととの相互作用のなかで発達をとげてゆく。また、彼らの指示と尊重を通じて、情緒の安定と、精神的機能の増進も可能となる。換言すれば、社会的な諸欲求の満足にもとづいて、はじめて自己実現への途もひらかれるのである。」と述べているが、どの子どもたちも成長する過程で、下位の欲求から上位の欲求に向かって、発達段階に応じてそれぞれの欲求を満たそうとし、そのことを通して肉体的・精神的安定を図っている。

しかし、不登校に陥る子どもは、「自己実現」とは正反対に、消極的・内閉的・非現実的な方向で自己の存在を示そうとしている。

不登校の子どもたちが本来持っている「自己実現」への道を否定するかのようになり、消極的・内閉的・非現実的世界をさまよひ、社会との関わりを拒絶せざるを得ない状態になる要因を本人の面から述べてみたい。

本人が不登校に陥る要因として次のことが考えられる。

- (1) 引っ込み思案・受動的・消極的な態度からくる人間関係構築の未熟さ
- (2) 我がままで強い自己主張を伴う自己中心的な態度からくる人間関係のつまづき
- (3) 社会的自我・社会的情緒の発達の遅れからくる人間関係の処理能力の欠如
- (4) 適応性・順応性・柔軟性・忍耐力・根気に欠ける性格
- (5) 不安傾向・緊張感が強く、人の視線が気になったり、失敗することを極度に気にする神経質な性格
- (6) 基盤がない中で必要以上に高い自尊心
- (7) 学習の遅れ、理解不足
- (8) 非行や遊びによる登校の拒否
- (9) 基本的な生活習慣の未確立
- (10) ひきこもり傾向

- (11) 病気をきっかけとする休み
- (12) LD, ADHDなどの発達障害

子どもたちは、様々な人間関係や社会の出来事に遭遇する。

子どもなりに、一生懸命それらに立ち向かい、精いっぱい生きてきたにもかかわらず、ちょっとした失敗や挫折経験であったとしても、それが何度も繰り返されると、やがて行動を起こそうとする前から、人の目を気にしたり、失敗を恐れ、得体の知れない不安や緊張を感じるようになる。

そして、子どもたちの持っている能力やこれまでの経験だけでは、現実の社会に対応していくことが困難となり、やがて自信が喪失し、アイデンティティーが混乱し始めると、為すすべも無く自分だけの世界へと内閉してしまうのであろう。

平成26年度「不登校に関する実態調査」の追跡調査¹⁰⁾からも、不登校の主な理由として、無気力(43.6%)、体調不良や不安(42.9%)、いやがらせやいじめの存在と友人との人間関係(40.6%)、生活のリズムの乱れ(33.5%)、勉強についていけなかった(26.9%)ことなどがあげられている。

これまで、不登校に陥る要因を、学校・家庭・本人という3つの側面から述べてきた。しかしながら、余りにも要因が多く、また、その要因も、突き詰めれば当たり前のことであり、分かり切ったことばかりであるため、それ故、なおさらこの問題を難しくさせ不登校という形で内閉してしまう子どもたちの実像を見えなくしてしまう。

V.からは、周りの大人や子ども本人が、どのようにすることが、不登校を防ぐことになるのかについて述べていきたい。

V. 不登校（登校拒否）を減少させるには

1. 学校の要因

子どもの成長と発達において、児童期では仲間意識や役割分担能力が芽生えるため、道徳的価値観や社会規範の確立が重要であり、また青年前期では家族からの自立心が芽生えるため、理想と現実の葛藤を通しての精神的社会的成熟が重要である。家族や学校の先生に依存しての生活場面が多いこの時期においては、家族や先生の対応の如何によっては児童生徒に負の影響を与える恐れがある。

小学校から中学校に上がる段階で不登校が急速に増加しているが、学級担任制から教科担任制になることからの生徒との相互作用の希薄化とともに、中学生を大人と見なし、集団を維持するために、学校規則を始めとした生活指導が厳しくなることも一因と思われる。

そのため、子どもが安心して、伸び伸びと学習できる学校風土を構築し、それぞれの居場所を保障・確保し、一人の人間としての子どもの個性や立場を尊重しながら、また、児童生徒の興味関心を糸口としながら、積極的かつ受容的に関わる大切である。

小林ら(2006)³⁶⁾も、小学校関係者は、中学校関係者よりも不登校に対してより受容的・積極的対応を志向しているとし、ベテランの教師ほど自力で対応しようとする傾向があると推測しているが、普段から自分のクラスの子どもに「本人の好きなこと、得意なことを探り、その面で付き合うようにする」「本人が安心していられる場所を作る」等の受容的・積極的な態度が不登校の予防策につながるとしている。

文部科学省¹⁰⁾は平成18年度の中学3年生で不登校を経験した者の5年後の状況を追跡調査し、その結果を平成26年7月9日に公表したが、平成5年度に最初に行った同様の追跡調査に比べ「不登校を経て進学した者が65%から85%へと20%改善されたほか、高校の中退率も38%から14%へと

減少した。このことは、意欲などを重視する入試を取り入れた高校（東京都立高校のチャレンジスクール）や私立の通信高校の拡充など、不登校の子どもの受け皿が増えたこと、フリースクールなど不登校生徒の理解により学習の場や居場所が増えたことと関係があり、社会全体が少しずつではあるが、全ての子供が生活しやすい環境へと向かっていることの現れであろう。

不登校の児童生徒への関わり最終目標は、将来的な「社会的自立（就職も含めて）」であることを十分認識し、そのためには、不登校を単に「心の問題」として捉えるのみならず、「進路の問題」としての取り組みを深め、不登校を克服していく過程にあわせて将来生きていくために必要な知識や技術を身につけるための手立てを考える必要がある。

大石（2006）³⁷⁾は、学校としての校内支援の確立、児童生徒への関わり（初期対応を重要なものとしてとらえる、不登校の状況の中に本人の成長への願いを見出す、本人がやろうとする気持ちを尊重する、丁寧に問いかけて事情を聞く、クラスに戻りやすい環境を用意する、多くのコミュニケーションチャンネルを用意する、居場所を作る、学習面をサポートする）、保護者への関わり（不安に耳を傾ける、信頼関係を築く、精神的サポートを行う、具体的にどうしたいと思っているのかを尋ねる、学校や担任ができることは何かを検討する）のポイントを支援マニュアル的に提示し、「子どもの成長へのニーズと大人たちが提供しようとしている支援との間にズレがないかを常に問い直しつつ、子どもにかかわっていくことが、今後の学校教師に求められる姿勢であると言えるだろう。」としている。

そのためにも、不登校の児童生徒に関しては、学校全体で情報を共有し、子どもの変化に気づき、その変化に即対応できる体制を整えて置くことが求められる。

不登校の減少に向けての基本と思われる対応について以下にまとめる。

（1）教育的配慮

- ① 発達段階に応じてより多くの自己実現・自己決定の場を与え、子どもの存在感を大切に
する
- ② 自主性・自発性を尊重すると共に、子どもが持っている価値観を十分認める
- ③ 教師と児童生徒との人間関係に影響する言動に気をつける
- ④ 待ちの姿勢ではなく、主体的な社会的自立、学校復帰に向けての適切な働きかけを行う
- ⑤ 教員一人ひとりが学校教育の意義と役割を自覚し、問題の解消に向けて最大限の努力を
払う
- ⑥ 個々の状況に応じて適応指導教室の利用に積極的に取り組む
- ⑦ 指導要録の記入や出席扱いについて、法令を参考にしながら適切に行う
- ⑧ 心の居場所の保障をする

（2）学習指導の充実

- ① 受験等の心理的負担を軽減するための個々に応じた進路指導を行う
- ② 能力差・興味関心などの個人差を考慮した分かる授業（学業不振）を工夫する
- ③ 様々な機会を捉えて、社会的自立（就職）に向けての知識・技能の習得を推進する
- ④ 入学や編入学及び進級時の不適応の要因ともなる学習のつまずきに気づき指導に当たる
- ⑤ ITを利用しての学習を促進する
- ⑥ 本人の好きなこと得意なことに気づき、学習の動機付けをする
- ⑦ 「心の問題」としてだけではなく「進路の問題」との認識の下、進路の形成に資する学
習支援や情報の積極的な提供を心がける

（3）生徒指導の充実

- ① 養護教諭による「身体と心の健康相談」の積極的な取り組みと保健室の健康管理センター
としての機能の整備を図る

- ② 生命尊重の徹底といじめを許さない環境を醸成する
- ③ 体罰のない共感的人間関係を構築する
- ④ 全ての児童生徒に対する、支援・援助・相談をはじめとしたカウンセリング等による適切なかわりを持つ
- ⑤ 現在の社会状況に合わせ、校則（学校のきまり）の見直しをする
- ⑥ クラブや部活での人間関係や不適応に関する状況を把握する
- ⑦ 教科化される道徳教育を通して道徳的実践力を育成し、実践できるようにする
- ⑧ 学校集団、学級集団としての絆作りに取り組む

これらの取組みは、教師一人ひとりの力量に負うところも多いが、やはり大きな効果をあげるには、学校全体としての組織としての取組みが求められる。

校長のリーダーシップの下、教師が一致団結し、児童生徒の健全育成のために、上述のことに留意し、その実現に向けて努力を続けることが不登校を減少させるきっかけとなる。

教師の真摯な不登校問題に対する姿勢に、児童生徒は敏感に反応を示すものであり、信頼感が構築につながるによりその効果はさらに期待できる。

また、学校は、家庭や地域や関係機関との関係を深め、①児童生徒の状態や必要としている支援を適切に見極め（アセスメントを行う）適切な支援と多様な学習の場を提供する、②共通の課題意識を持ち、社会的自立に向けての家庭や地域との密接な連携を図る、③教育行政機関や民間施設、NPO等との積極的な連携協力をする、④保護者との意見交換の場を設定するなどの取組みが求められる。

2. 家庭の要因

家庭にあっては、それを構成する家族が力を合わせ、子どもが心理的に安定できる、明るく楽しい団欒の場となるよう生活の見直しが大切である。そして、自分の子どもを、どう育てていこうとしているのかの、正しい展望を持つことが子どもの成長にとって不可欠な条件ではなからうか。

昔は、親と子が遠くに離れていても（物理的）、親子の関係は心理的に近いものがあったが、現在は、親子が近くにいても心理的に遠い存在になってしまったと言われている。

将来を担う子どもたちの可能性を十分引き出し、伸ばしていくためにも、次のことに留意し、子どもに十分関心を持ちつつ、遠くから温かく見守る親であることが望まれる

(1) 心の絆

- ① 手伝い・遊び・余暇の利用を通して、様々な体験をさせると共に、そのことを通してスキップを深める
- ② 小さい頃から、家族の団欒の場を多くつくり、情動を豊かに育む
- ③ 子どもに対して誠実で責任のある言動で接し、親としての価値判断を明確にすることで信頼感を高める
- ④ 共通の話題をつくり家族の一体感を図る
- ⑤ 無償の愛情を示し、間違っても虐待やネグレクト的行動をしない

(2) 子どもの価値観の尊重

- ① 子どもの話を十分聴き、子どもの気持ちや行動を理解し、子どもの存在を認め、信頼し、待つ姿勢を心がける
- ② 進路（学歴偏重）への過剰な期待をかけない
- ③ 将来の希望や夢を尊重する

- ④ 興味、関心を認め伸ばす
 - ⑤ 大人の価値観を一方的に押し付けない
 - ⑥ 挫折体験を共有する。
- (3) 基本的生活習慣の確立
- ① 生活体験を多くさせ豊かな感性を育てる
 - ② 発達に応じた自己決定の場を多く与える
 - ③ ルール、約束ごとを守ることの大切さを教える
 - ④ しっかり叱り、ほめ、自尊心を育てる
 - ⑤ LD、ADHDを正しく理解し個に応じた対応を行う

とはいえ、子どもを問題なく育てるのはそれほど簡単なものではなく、正に、言うは易く行うは難しである。子育ての過程は山あり谷ありで、勿論、親として心配したり迷ったり失敗したりすることは枚挙に暇がない。そういう時こそ、教育の専門家である学校の教師や子どもの健康を預かる養護教諭、学校カウンセラー等に相談し、早めに問題解決を図ることが、子育てには肝要であろう。

一人であれやこれやと気に病むことは、親自身の精神的肉体的健康を害し、強いては、それが子どもへの悪影響となって現れるため、学校としての親へのサポート体制作りが大切である。

3. 本人の要因

人は、生を受けてから亡くなるまで、全く紆余曲折を味わうこともなく過ごせる人は、実に幸せかもしれないが、そのような人の存在は稀であり、現実的にはそのような人の存在は皆無であろう。しかし、事の大小はあれ、人間は多かれ少なかれ悩み、不安にさいなまれ、苦しみ、悲しみ、ある時には絶望感や劣等感などに襲われながらも、肉体的精神的安定を保ちつつ、社会に適応しながら生活している。

肉体的精神的安定を図ることは、現在の子どもたちを取り巻く社会状況からみて、確かに困難な条件が重なりすぎてはいるが、それでもなお、精神的肉体的健康を維持していくことが不登校に陥らないための必要条件であろう。

この観点から考えられる不登校に陥らないための本人の要因を述べてみたい。

- (1) 自己受容・自己理解
- ① ものの見方を柔軟にし、自分を客観的に見つめる
 - ② 他者の意見を素直に聞き、在りのままの自分を受け入れる
 - ③ 自己実現への意欲を持つ
 - ④ 相談できる人への接近を試みる
 - ⑤ 自分の良いところを積極的に見つめる（自尊心を高める）
- (2) 社会規範・社会秩序
- ① 野外活動・スポーツ等に積極的に参加しルールや社会性を身につける
 - ② ボランティア活動や地域の活動に参加し生活体験を広げる
 - ③ 基本的生活習慣を確立する
- (3) 性格
- ① チャレンジ精神を発揮し、自信を持って行動できるよう努力を積み重ねる
 - ② 何事にも興味関心を示し、幅広い人間性が身につくよう努力する
 - ③ 学校や家庭での役割を自覚し、責任を持って最後までやり抜く力を身につける

- ④ 自立訓練法などを取り入れ、くよくよせず明るく生活する力を身につける
- ⑤ 好きなこと得意なことを通して、将来の夢を持ち続ける前向きな姿勢を持つ

自分の力で、自分自身を改善させていくことは、非常に難しいことではある。

しかし、自分を改善していくことは、周りからの支援や援助はあったとしても、最終的には、やはり自分自身の力でしかないことを、発達段階に応じて、子どもに十分考えさせ、理解させ、実践する力をつけ、その過程を通して、人生に「生きがい」を持たせ、未来への展望につなぐことが大切である。

上田³⁵⁾は「生きがい」を持つための様々な条件について、第一に、人生に希望を持っていないと認めなければならない、第二に、自らの役割の自信がないといけない、第三に、はっきりした価値観に支えられなければならない、第四に、生きがいをもつ人はアイデンティティ（同一性）を失わない人である、第五に、根性が生きがいをもつ大切な要因であるとしているが、「生きがい」は子どもの精神的・肉体的健康の根底であり不登校と深い関わりがある、としている。

今日、「生きがい」を持ちにくい時代であるといわれているが、周りの教師や親等がじっくりと時間をかけ、あせらず、共感的態度で、あるいは、カウンセリングマインド的態度で子どもと接し、自己実現に向けての、子ども自身による子ども自身の内的成熟を待つことが大切である。

そのことに加え、可能な状況下であれば、児童生徒の強い抵抗が予測され、また、学校や保護者の協力・努力・根気強い取り組みが求められるものの、園田ら（2008）³⁸⁾の言う「段階的に学校に接近していく方法」も有効な登校支援として導入することも考える必要がある。

それは、教師や親にとって、それよりも子ども自身にとって、とてもつらいことではあるが、子どもが子ども自身の力で「生命の扉」を開け「生きがい」を探求していくきっかけにつながることも考えられる。

その支援としてNPO、連携ネットワーク、カウンセラー、適応指導教室、学校や保護者の支援等の確立が求められる。

「平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査²⁷⁾」の「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に、特に効果があった上位6つの学校の措置は、小学校では①電話をかける・迎えに行く（35.6%）、②家庭訪問による指導援助（32.3%）、③保護者の協力による改善（27.8%）などの家庭への働きかけであり、学校内での改善工夫として④研修会等による全教師の共通理解（26.2%）⑤教師との触れ合いによる関係改善（24.2%）、⑥意欲を持って活動ができる場の用意（23.5%）と続く。

中学校では、①家庭訪問による指導援助（63.1%）、②電話をかける・迎えに行く（60.9%）、⑤保護者の協力による改善（45.4%）と、家庭への働きかけは小学校と同様の効果が見られたが、③スクールカウンセラーの専門的指導（57.1%）、④保健室など特別な場所での登校指導（48.7%）、⑥研修会等による全教師の共通理解（41.6%）に見られるように、精神的発達と成長に応じた、専門的なかわりと居場所を確保する取り組みの効果に特徴が伺える。

また、平成18年度に公立中学校3年生に在籍していた生徒のうち「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」で30日以上欠席した者（17万余人）で調査協力に応諾のあった41,043人を対象とした平成26年の「不登校に関する実態調査（平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書）¹⁰⁾」から、不登校時にどのような手助けが欲しかったかについては、①心の悩みについての相談（32.0%）、②自分の気持ちをはっきりと表現したり、人とうまく付き合ったりするための方法についての指導（30.7%）、③学校の勉強についての相談や手助け（24.5%）、④友人と知り合えたり、仲間と過ごせたりする居場所（24.4%）、⑤進学するための相談や手助け（22.3%）と、「心や人間関係の問題」「勉強や進路の問題」を挙げており、不登校生徒の個々のニーズを早急に把握し適切な対応による、学校復帰の取組みがなされる必要がある。

不登校時に、勉強を続けやすい方法としては、①適応教室（33.3%）、②郵便、FAX、電子メール、インターネット、電話を用いて助言をしてもらいながら家での勉強（30.3%）、③進学塾、補習塾、サポート学校など（27.5%）、④フリースクール（26.6%）、⑤公民館、図書館、公立の青少年教育施設に通う（19.9%）としており、「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について（初等中等教育局中学校課長通知1993. 3）⁶⁾」「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて（文部科学省通知2005. 7）³⁹⁾」等の趣旨を生かした対応が求められる。

不登校生徒は、利用及び相談の対象に、①学校にいるスクールカウンセラーなど（34.0%）、②担任など学校の先生（29.5%）、③病院、診療所（24.1%）、④養護教諭（23.6%）、⑤適応指導教室（19.7%）を挙げているが、何もしなかったとしている27.5%の存在を考えると、不登校生徒に身近な担任の先生や心の居場所としての保健室にいる養護教諭のより積極的な関わりが大切であろう。

VI. 今後の課題について

V. において、不登校（登校拒否）を減少させるための要因を、学校・家庭・本人のそれぞれの面から述べてきた。

しかしながら、個々が個々の場面で問題解決に向けて取組んでも十分な効果を上げることは難しく、学校・家庭・本人が連携して問題解決に当たることが求められる。

そのためには、必要な情報が必要なときに必要な人に入るように、また、必要な支援や援助を受けることができるよう、今日的課題に対応できる社会システムを構築する必要がある。

今後、一層の充実が求められるものとして、以下のことが考えられる。

(1) 施設等の整備充実

- ① 不登校に関する相談・支援・援助・治療に関する情報提供の整備充実
- ② スクーリング・サポート・ネットワーク（SSN）による地域ぐるみのシステムの整備
- ③ 不登校に陥る児童生徒のための、公立、私立及びNPOのフリースクールの整備充実
- ④ 不登校の児童生徒が進学できる公立及び私立高校の整備充実
- ⑤ 健康管理センターや医務室的機能を持つ学校保健室の設置
- ⑥ 乳児・幼児から青年期に至るまでの子育て支援センターの各市町村単位の整備充実
- ⑦ 公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用に加え、公的機関等への通所に必要とされるその他の経費の補助制度の整備
- ⑧ 不登校児童生徒を対象とした学校に係る教育課程の特例の活用

(2) 学校の人的充実

- ① 養護教諭の全校複数配置
- ② 看護師の資格（または同等以上の医学看護知識）を併せ持つ養護教諭の採用
- ③ 不適応に対応できる実践的生徒指導担当教諭の配置の充実
- ④ 学校カウンセラー、学校教育相談員等の専門家の常駐
- ⑤ 不登校から立ち直るときに見られる学力不足に対応できる学習補充教員の配置
- ⑥ 不登校児童生徒宅への家庭訪問や関係教育機関・施設訪問を可能とする教員の定数増

(3) 指導面の充実

- ① 全教職員のカウンセリング研修・生徒指導研修の計画的実施
- ② 養護教諭の臨床心理研修の義務付けと、保健室登校の受け入れ態勢の充実
- ③ 個々の個性・興味関心・能力に応じた進路指導の徹底と進路の選択肢の拡充

- ④ 社会的スキルの訓練の充実
- ⑤ 生涯学習の一環として、父母等に対する子育て指導の充実
- ⑥ IT等を活用した学習活動の充実
- ⑦ 通信制高等学校での学習指導の充実
- ⑧ 教育行政機関、民間施設、NPOとの連携による指導の充実
- ⑨ 教科化される道徳教育の活用
- ⑩ データ化による関係児童生徒に関する情報の共有
- ⑪ 中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験の積極的活用
- ⑫ 「登校拒否は今やどの子にも起こる可能性がある」という認識と併せて危機感の再自覚

不登校の取り組みは、教師の教育活動全般の資質能力の向上につながり、不登校及び不登校傾向にある児童生徒のみならず、現在学校に在籍する全ての児童生徒の学校生活の改善に効果をもたらすものとする。

そのためには、一層の文部科学省や都道府県・市町村教育委員会の課題解決に向けての施策や人的・財政的支援が求められる。

Ⅶ. さいごに

今日、われわれを取り巻く社会は、物質の面では非常に豊かになり「お金を出しさえすれば欲しいものは何でも手に入れることができる」と言われるように非常に恵まれた時代になってきた。

また、世界中の情報も、インターネットやスマートフォン、タブレットなどの携帯通信機器を用いて簡単に、また、即時に入手することが可能になった。

その反面、自然環境の破壊、情報システムを悪用した犯罪の急増、親の子殺し、子の親殺し、友人の殺傷、いじめ、自殺、虐待、生命を軽視したゲームの氾濫、危険ドラッグ等をはじめ、自分や他の生命を大事にしない風潮、自己中心的な行動、正義が報われない社会、競争社会、学歴主義、拝金主義、不景気の長引きからくる社会不安、失業、正規職員になれない状況があり、平成26年の「不登校に関する実態調査（平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書）¹⁰⁾」では、中学3年生の不登校時に、将来の夢や希望があったかの質問に、「あった」(22.6%)、「ほんやりとあった」(34.4%)、「なかった」(41.3%)と回答しているが、これは不登校の生徒の問題に留まらず、多くの子どもたちが抱える問題であり、将来に期待や夢を持ちにくい時代になってきている。

学校は、全ての教育活動の中で子どもに夢と希望を育み、不登校はどの子にもおこりうるとの認識の下、どの子どもにも関心を持ち、不登校児童生徒を出さないためにも「欠席しがちになってから3週間が勝負」との認識を深め、本人・家族と話し合い、関係機関と連携を密にし、不登校を防ぐ手立てを人的・財政的に支援していかなければならない。

それ故に、教育委員会の学校に対する積極的な人的財政的援助、不登校の取り組みへの適切なアドバイスと不登校対応に活力の出る評価が不可欠である。

最近、全国の大学の食堂で「ぼっち席⁴⁰⁾」といわれる、食堂のテーブルを衝立で仕切るところが出てきている。周囲の視線が気になる、知らない人との相席が苦手などの理由で、対人関係が苦手な、また友だち作りが苦手な学生が独りぼっちを好む傾向が見られ、対話や交流が必要な学生の個の空間や集団の空間での身の処し方が問われている。

また、ひきこもり⁴¹⁾で悩む人も多くおり、行政が相談窓口を設置するなど、支援拡充を図っている自治体も見られる。

については、不登校の児童生徒だけでなく、全ての子どもに、尾崎（2013）⁴²⁾が述べている「社

会的スキル（主張的スキル・社会的問題解決スキル・友情形成スキル）」を身につける訓練が必要となってくるであろう。

「ひきこもり」「ぼっち席」問題も「不登校」との関連で捉える時期に来ていると言える。

また、「学習障害」や「注意欠陥／多動性障害」等により、周囲との人間関係や学習のつまずきから不登校になる児童生徒、いじめに耐えられなくなり不登校になる児童生徒、保護者による子どもの虐待等からくる不登校児童生徒も見られ、不登校に対する取組みは幅広くなってきている。

従って、不登校の取組みは、ただ単に不登校の児童生徒を減らすだけではなく、全ての児童生徒を視野に入れた、未来の子どもの在り方・生き方を考えることにもつながることが期待され、それ故に、学校・家庭・社会が一体となって、将来に夢や希望の持てる、心豊かに成長できる人間愛に満ちた、子どもが生活しやすい社会環境を整えることが急務である。

引用文献

- 1) 文部科学省：児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議の審議のまとめ、子どもに伝えたい自殺予防及び子どもの自殺等の実態分析について（周知）。2014. 7. 1
- 2) 文部科学省：生徒指導関係略年表について。初等中等教育局児童生徒課 2010. 11. 2
- 3) 文部科学省：平成26年度学校基本調査（速報値）の公表について。2014. 8. 7
- 4) 文部省：学校不適応対策調査研究協力者会議報告（概要）。1992. 3. 13
- 5) 文部省：登校拒否問題への対応について。初等中等教育局長通知 1992. 9. 24
- 6) 文部省：登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について。初等中等教育局中学校課長通知 1993. 3. 19
- 7) 文部科学省：平成14年不登校問題に関する研究調査協力者会議。2002. 9. 5
- 8) 文部科学省：不登校への対応の在り方について。初等中等教育局長通知。2003. 5. 16
- 9) 文部科学省：不登校生徒に関する追跡調査研究会の設置について。2011. 7. 19
- 10) 文部科学省：不登校に関する実態調査—平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書—。2014. 7. 9
- 11) Broadwin IT: A contribution to the study of truancy. The American Journal of Orthopsychiatry 2: 253-259,1932
- 12) Johnson AM, Falstein EI, Szurek SA et al.: School phobia. The American Journal of Orthopsychiatry 11(4): 702-711,1941
- 13) Warren W.: Acute neurotic breakdown in children with refusal to go to school. Archive of Diseases of the child 23: 266-272,1948
- 14) 鏑幹八郎, 一丸藤太郎, 森田祐司ほか：登校拒否に関する社会的態度の時代的変遷—登校拒否の予後研究（1）—。広島大学教育学部紀要第1部（心理学） 41：175-182, 1992
- 15) 日本児童青年精神医学会機関紙 第1巻第1号（1960. 4. 1）～第32巻第3号（1999. 6. 1）
- 16) 兵庫県教育委員会編：子供の心の健康第2集 兵庫県教育委員会 1983
- 17) 保坂亨：展望—不登校をめぐる歴史・現状・課題。教育心理学年報 41：151-169, 2002
- 18) 文部科学省：学校基本調査の手引き 2014
- 19) 山中康裕：思春期内閉 Juvenile Selection—治療実践よりみた内閉神経症（いわゆる学校恐怖症）の精神病理。現代のエスプリ「登校拒否」至文堂139：42-55（岩崎学術出版社刊 中井久夫・山中康裕編「思春期の精神病理と治療」昭和53年3月所収），1979
- 20) 佐藤修策：子どもが登校拒否をするとき—その心理とメカニズム。児童心理10月号臨時増刊特集登校拒否531：22-32, 1988

- 21) 登校拒否等問題研究協議会：『登校拒否における理解と指導』学校におけるカウンセリング実践編6 兵庫県教育委員会 1990
- 22) 登校拒否等問題研究協議会：『いってきま〜す』学校におけるカウンセリング実践編7 兵庫県教育委員会 1993
- 23) 文部省：精神的適応に関する諸問題—中学校編—。大蔵省印刷局 7-12, 1976
- 24) 横内直典, 山崎一雄, 国井高雄ほか：登校拒否に関する研究。福島県教育センター研究紀要 37：1-22, 1979
- 25) 琢磨武俊編：思春期の悩み。福村出版株式会社 161-188, 1981
- 26) 沢崎達夫：登校拒否—子どものサインをキャッチする。児童心理10月号臨時増刊集 登校拒否 531：40-46, 1988
- 27) 文部科学省：平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査。2013. 12
- 28) 保坂亨：不登校の実態調査：類型分類の観点から。千葉大学教育学部研究紀要 47：I 教育学編 7-18, 1997
- 29) 河本英明：精神衛生活動の実際。ぎょうせい 44-47, 1979
- 30) 山本奨：中学生・高校生の不登校状態の査定に関する課題。岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要 13：265 - 271, 2014
- 31) 読売新聞：第63回読売教育賞から③教育カウンセリング「学校を休んでから」 読売新聞朝刊 2014. 8. 14
- 32) 山崎道子：学校恐怖症児に対する教師の態度。現代のエスプリ「登校拒否」至文堂139：165-186（国立精神衛生研究所刊「精神衛生研究」第15号 昭和42年3月号所収），1979
- 33) 小西健二郎：学級革命—子どもに学ぶ教師の記録—。牧書店 1-41, 1955
- 34) Maslow AH: A Theory of Human Motivation. Psychological Review 50(4): 370-396, 1943
- 35) 上田吉一：自己実現の心理。誠信書房 22-23, 42, 62-64, 1981
- 36) 小林正幸, 平野千花子, 伊藤透ほか：不登校半減計画プロジェクトに関する学校関係者の評価に関する研究—不登校問題の改善効果とプロジェクトに対する評価を中心に—。東京学芸大学紀要 総合教育化学系 57：415-426, 2006
- 37) 大石英史：学校教師にできる不登校支援—不登校中核群への対応を中心に—。山口大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要 21：187-200, 2006
- 38) 園田順一, 橋本潔人, 石橋知佳ほか：不登校支援の現代的課題—行動科学の立場から—。吉備国際大学臨床心理相談研究所紀要 5：1-22, 2008
- 39) 文部科学省：不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて（通知）。初等中等教育局長 2005. 7
- 40) 読売新聞：「独りご飯 ほっち席」読売新聞夕刊 2014. 6. 6
- 41) 読売新聞：「県、ひきこもり支援拡充」読売新聞朝刊 2014. 4. 25
- 42) 尾崎光司：不登校の児童生徒を支援する方法としての社会スキル訓練。関西学院大学人文論究 63 (2)：43-53, 2013